

法燈円明国師之縁起について

——中世における唱導と絵解の一例——

宮崎圓遵

一

法燈円明国師心地覚心は、鎌倉時代の中葉近畿において活動した入宋禅僧として、またいわゆる法燈派の拠点紀伊由良の鷲峯山興国寺の開基として、周知知られている人である。その別伝として流布しているものに聖薫(弘和二年鷲峯住持)の『法燈円明国師行実年譜』があるが、また別に『法燈円明国師之縁起』なるものができている。嘗て五来重博士がその論文「一遍上人と法燈国師」(印度学仏教学研究九ノ二所載)においてこれ等に言及し、京都妙光寺所蔵本を紹介された。近時わたくしもある仕事の関係上、覚心に対する関心を深くしていたので、妙光寺本を一見したく思っていたところ、幸い花園大学の大石守雄助教からその写真を借覧することができた。しかも同時に氏はその架蔵にかかる『年譜』や『縁起』等の写本をも提示された。そこで、この一文を草するに当って、まず大石氏の御好意に深く謝意を表する次第である。

ところで、妙光寺本には、表紙に「法燈国師年譜并縁起全」とあるが、内表紙(原表紙カ)には
題簽外題本文総テ三江和尚ノ手沢ナリ(別筆)

法燈国師年譜 全

法燈行状 於高野山写留之

と記している。ここにいう三江和尚とは元亀三年十月に誕生し、慶安三年八月七十九歳で寂した禅僧として著名な紹益のことであろうから、その書写年代もおよそ想像されるわけで、文字等もその時代とみて矛盾はない。本文は、

その初めに「法燈国師年譜抜書」とあるものと、「紀州由良鷲峰山法燈円明国師之縁起」とあるものとを収めている。したがって前記表紙の「法燈国師年譜」は前者であり、「法燈行状」は後者に当るわけである。

ところで、本書所収の「年譜」は表紙に「全」と標しているが、実は「師二十歳」の条を初めとして、二十九歳・三十六歳・四十一歳・四十二歳・四十三歳・四十八歳・五十一歳・五十二歳・九十二歳等の条々を写しているばかりで、全文にわたらず、文字通り「抜書」である。しかし九十二歳覚心示寂の条につづいて、妙光寺や興国寺の堂舎や塔頭のことを記しているのはともかくとしても、本文中の各条の下に、刊本『年譜』の終に列挙している覚心に関する逸事や行実を適宜記入しているのは、特殊な形である。元来、『年譜』の『続群書類従』本には存しないうが、寛永癸未(二十年)の版本(わたくしは実は寛永版本そのものを未だみていないが、『鷲峰余光』所収の『年譜』も大石氏所蔵本も共に寛永版によつたもので、その終に寛永の刊記を写している)には、国師の行実や逸事を二十一箇条(この条数は『鷲峰余光』所収本による、大石氏所蔵本はさらに細分したところがある)と塔銘その他関係文献を載せている。三江紹益が書写に当って、それ等を自由に右のように各年次の下に挿入したとも思われぬから(但し、六時宗一遍の条は、寛永本よりは短い文となっている。これは恐らく三江が中間を略したというよりも、誤って脱したものであろう)、あるいは出版に当って逸事的なものは本文から巻尾に移して、これを列挙したのかも知れない。もしそうであるならば、妙光寺本は『年譜』の刊本よりも古い形を伝えているといふべきであり、従つてこれには、宋への往来の途次の奇瑞や高野山の飛鉦鼓の話、あるいは熊野神や観音との関係、時衆の一遍上人参禅の話、その他興国寺や妙光寺に関する話がかなり収められていたと思われる。尤も、こうした逸事や行実の列挙の順序は、妙光寺本は寛永版と異なるので、

寛永版は妙光寺本とは異った本によったものであろう。因みに、妙光寺本は二十九歳の条の終に、「行勇禪師遷_レ任相州龜谷山寿福禪寺、師(覚心)参隨」とあるが、寛永版には、この一節を四年後の曆仁二年(延応元)の条に収めていて、両者が異なるところがあることによっても、両本が同一系統でないことがいえるであろう。

一一

妙光寺本において如上の『年譜』について写しているのは、『紀州由良鷲峯山法燈円明国師之縁起』である。これを外題に徴すると『法燈行状』に当ることは先に言及した通りで、これを高野山において書写したというのである。因みに、先年興国寺に詣した際、『法燈国師』と題する一本を惠贈された。昭和八年九月奥田正造氏の刊行にかかるが、本文は『紀伊由良鷲峯開山法燈円明国師之縁起』で、今津洪嶽氏の所蔵本を原稿とし、興国寺の寺宝である古本をもって対校したという。今津氏所住の寺が妙光寺であるから、前記妙光寺本がここに依用されているわけである。

この『縁起』は覚心の生涯の行実を漢文をもって年譜体にしたものであるが、本文について「図」としていくつかの項目を挙げている。その体制の一例として巻頭の一節を挙げると、まず初めに序文があり、ついで「爰有_レ一人老師、諱覚心、号心地」云々と筆を起し、その生所、母公懐妊の奇瑞、信濃戸隠における修学、十九歳剃髮等を記し、受戒のため進発することに及んで一節を終り、次に「図」として「母堂本宅」「神宮院入学」「剃髮儀式」「上_レ祭良_レ戒壇踏」「戒壇院」等を列ねているのは、こうした絵図が、ここに描かれたことを示すものである。即ち

本書は詞書と絵図とからなる絵巻であるわけで、次下に掲げる識語によると、絵の筆者は「安井式部丞」という人である。なお、一般に流布する『縁起』の中には、こうした絵相の説明のない本もあったよう、大石氏所蔵写本には、これ等が略されて存しない。

ところで、本書には本文の終りに、次のような識語があつて、その成立の由縁を示している。

右、師(寛心)自誕生至示寂、九十二年間弘法不思議之事、恒河沙数也、此縁起唯取其要而已、謹按国師縁起権興、弘安庚辰門人覚勇所撰也、師之小師也、詳師七十八歳紀三井寺報恩寺之縁親衛将藤公清書、乃国師七十四歳之存日也、故覚勇有云、曰、書後素事、上人一切不被庶幾云々、当于滅後一百五年丙永壬午、成心再興之、同曆甲辰欲人明魏三采直弟學辨靈也、拜祖塔之次、重新此記、今又当于二百二十年永正丁丑、遠孫鄭公受本寺命、以倭語作漢語、且考滅後以来其可録者載之、盖本于南院・常光・絶海・正宗・西備・自南之諸伝撰焉、其説之不妥可推知而已、孔子曰、述而不作、善哉

永正十四稔丁丑六月十二日

当山一百一代授生祐稟焚香書

奉行

德馨有鄰首座之選 德府祐恩首座

琴甫正聞首座 以順全淑首座

画史 安井式部丞

右の文中、弘安庚辰は三年で、覚心七十四歳のとき、覚勇は覚心の門下で、現に興国寺に襲藏する覚心の遺骨容
器の墨書銘(弘安九年三月十五日)に記す「如法経衆」六十五名の中に「覚勇上座」がみえる。また「師七十八歳」云
々の註記は、この『縁起』の「師七十八歳、紀三井寺南、朔造報恩禪寺、小師覚勇幹事提督土木、檀越国造前官淑
文法諱心浄、并当職淑氏法名心法、父子俱秉弟子之礼、是重師道故也」とあるものをいう。なお、『年譜』にも、
同年の条に、大様右と同趣のことを載せている。即ちこの覚勇によって著わされたのが覚心の縁起の最初である、
というのである。しかも文中に覚心が後素を書くことを好まなかったというのは、やはりこの最初の縁起にも後素
即ち画図が加えられていたのであろう。

ところで、この最初の縁起は、右のような覚心の意志もあつたためか、その後行なわれなくなつていたのであ
う。覚心滅後一百五年、応永壬午(九年)にいたり、成心なるものがこれを再興した。この成心とは応永七年興国寺
を住持した聖徒明麟と同人か、と推定されている(『鷲峯余光』所載「鷲峯年表」)。しかるに、その後応永甲辰(三十一年)
にいたり、明魏が興国寺の覚心の塔を拝したとき、再びその記を新たにしたり、という。ここにいう明魏とは花山院
長親である。元来、花山院家と覚心との関係は古く、師継(嗣)以来のことである。即ち『縁起』に

師七十九歳(弘安八年)二品内大臣華山藤師痛惜長男右少将忠年小名之短命、改北山仁和別業、号妙光妙光禪寺

以忠年
小名也忠年令弟法諱心性別称空巖、与令弟二品大納言師信、随父命建寺迎師為開山第一祖、仍心性師信兄弟

共為師徒弟、与其余百余員之徒衆捨財勸力建師寿塔初号靈光
後改靈光

という一節があつて、妙光寺の縁起を記すが、これにつづいて、覚心が一日突然心を発して由良から当寺に至つて

衆望に応じたという話を記している。『年譜』もこれに拠ったものか、同趣の記事を載せている。ところで、元弘の乱に後醍醐天皇の身代りとなって比叡山に登り、天皇の笠置行幸を助けた花山院師賢は右にいう師継の孫に当るが、いま問題の長親即ち明魏は師賢の孫、家賢の子である。彼は、字は子晋、耕雲と号し、南山に事え、内大臣に登ったが、学者としても、歌人としても、また名を知られた人である。南北両朝合一のころ覚心の高弟である三光国師孤峯覚明に就いて出家し、明魏と号し、右の妙光寺に住し、また東山の如住庵に移り、さらに南禅寺に入ったが、晩年遠江耕雲寺に下って歿した。彼がこの『縁起』を書いたのは応永三十一年であるというが、また応永九年に近在の衣奈八幡宮の縁起をも書いている。

かくて明魏によって『縁起』がまた改草されたが、これは和文であったようである。しかるに室町時代の中葉永正十四丁丑の年にいたって徳馨有鄰が山命によって、これを漢文に改め、また補うべき点を拾って成ったのが、この『縁起』であるというのである。補遺に当って参照されたものに南院以下の諸伝があったというが、それは西圃の『鷲峯開山法燈円明国師塔銘』や自南の記(七十歳の条の註記)の如き類であろう。なお、この『縁起』のなった永正十四年は右の跋を書いた祐稟が当寺に入住した年で、彼の意によって有鄰がこれを改稿したものと思われる。

三

この『縁起』には前掲祐稟の識語の後に、さらに次のような一文があつて、本書が如何に利用されたか、を示唆するものがある。少し長文であるが、本書の性格を示すものであるから、全文を引用する(片仮名を平仮名に改めた)

右章頭に、朱にて点をかけたる分は、海陸によらず、いそぎてとをる人、又は一向卑賤の俗客の聴聞せんには、点かけたるをば、抜て可読、真草の読様、聴聞の人によるべし、多分はねんころに可読、其故は質は凡鄙なれども、心中のはづかしき人ある者也、読様に是非の批判あれば、摠持の恥辱なり、凡御たしなみあるべく候、旧縁起者、仮字にて読にくゝて、とゝこほりあるによつて、聴聞する人、殊勝には不思して、剩是非ありとて、漢字にて書なほし候、然れとも旧本と文章凡は同もの、少はかはりたる処もあり、又旧本に不被載をも、肝要之事をは、新添に入候、依て是に字のつめひらき、片仮名にてつけ、清濁に声をさし、ねんころに点をし候、此事老僧又達者の方は、免許所希候、一向之初心者は、此内本にて能々読て、人之聴聞せん時者、本縁起にてとゝこほりなき様に、御読あるべし、

縁起再興者、開山和尚示寂二百廿年後、永正十四丁丑年成就也、此内本者翌年丙寅夏筆功了、

前思遠徳馨叟有鄰七十一載書焉

即ちこの『縁起』は海陸から來つて興國寺(西方寺)に参詣したものに読み聞かせるために作られたもので、いはば一種の唱導のための談義本であり、この一文はその読み様等について注意したものである。

ところで、この文の初めに「いそぎてとをる人」とあるのは、単なる参詣者を指すものとしては、少々特異なものを感ぜしめる。そこで、その意味を考えねばならない。元來、興國寺の地は日高郡の西端で紀伊水道に接する由良にあるが、また陸路では熊野に通ずるいわゆる熊野街道に沿うている。しかも本書には、後に言及するように熊野関係の記事が多い。彼此考え合わすと、本書を読み聞かせるのは、熊野参詣に関するものであらうと、まず想像

される。周知のように、熊野信仰は平安時代から盛んで、上皇を初めとする貴族の参詣は鎌倉時代初期にいたってその極に達したが、爾来その信仰は武士から民衆の間にも次第に浸透し、御師の発生もあり、中世を通じて上下の参詣が頗る多かつた。こうした諸点を考慮すると、ここに「いそぎとをる人」というのは、海陸いずれにしても、熊野参詣の途上急ぎ鷲峰に詣ずるものを意味することが略々推知されるであろう。しかも『元亨釈書』(巻六)の覚心伝に、「詣熊野者、取路鷲峯、必志礼謁、不則為虚行」という一節がある。この書は覚心の歿後二十年余りにできたものであり、また覚心乃至その門流等とは無関係な第三人者によって書かれたものである。従って、この記事は虚飾のないものとして信拠してよいであろう。即ち熊野に参詣するものは、その途上において覚心乃至西方寺に詣して礼謁することが覚心当時からの常例であつたわけで、爾後そうした詣者は絶えなかつたのであろう。そこで彼等に対し、覚心乃至当寺と熊野との関係を説くために、こうした『縁起』が作られたものと思われる。

因みに、嘗て紀伊和佐莊弥宜(現在和歌山市弥宜)の歎喜寺(薬徳寺)には往還の僧尼のために茶湯を施すいわゆる接待所があつたことを紹介したことがある(「中世寺院の接待所について」『竜大論集』三七九所載)。ところが、当寺所蔵接待料田寄進状の中に、次のような一通がある。ここにいう賢心は覚心の門下で、とくに熊野参詣の禅律僧尼のために接待所を設けていたことが知られる。これは上来の所述に関連して注意すべきことと思われるので、左にこれを引用しておく。

奉寄進歎喜寺接待新紀伊国和佐庄内貞国名田嶋等事

合 田老町玖段半五拾歩 島武町伍段参佰伍拾歩 者、坪付別紙在之、

右当寺者依為熊野參詣路辺、彼寺長老賢心上人多年之間為在反禪律僧尼有接待、於御興行且為結縁且為現
当二世、雖為乏少之地、以件貞国名限永代、為夜祈所々奉寄進実也、随申入事相州之处、為公私御願、尤
神妙之由被仰出也、追可申成御教書者也、仍為末代亀鏡寄進状如件、

元徳二年六月一日

沙弥道珍在判

四

この『縁起』は、上述のような性格をもつ一種の唱導のための談義本であるから、覚心の行実を描くにしても頗る説話的である。たとえば、彼が入宋して歴訪した古刹を説くにも、関係の故事や説話をもって語られているところが多い。しかも覚心を非凡の人・権化の人として現わし観音の化身のように説くところもあるが、何分熊野参詣者にして興国寺に立ち寄った人々に読み聞かせたものであるから、熊野関係の記事が甚だ多いのはいうまでもない。その点、こうした方面の資料としても興味深いものがある。即ち彼が南都において受戒するため「熊野参詣道者」に伴なわれて郷国を出たことを初め、母堂を迎えて共に熊野に詣した話、乃至熊野神を寺の鎮守として勧請した経緯等、覚心や興国寺と熊野との関係は勿論、ひろく熊野神あるいは補陀落や観音の信仰、その他関係の神祇に言及することもしばしばである。いまその委曲を叙する余裕がないので、左の一点を指摘するにとどめるが、もってその一斑が推知されるであらう、と思う。

大体『元亨釈書』の覚心伝における熊野関係の記事は、上記の外には、「心(覚心)登熊野妙法山、青天忽星祥雲

下覆」という一節があるばかりである。即ち『年譜』では、これを弘安三年七十四歳の条に挙げて年時を定めているが、『登熊野妙法山、白日忽有星斗現空祥雲橫峯之異』と少しく文を改めているに過ぎない。ところが『縁起』は、この奇瑞に因んで、那智浜宮補陀落行処の記を引いて、覚心と千手観音との関係から補陀落世界のこと、さらに那智の滝本のことや奥院の建立に及んで、結局補陀落浄土としての那智の信仰を鼓吹することに帰している。その点は、また覚心や興国寺への帰依尊信への唱導としての意味も多い。即ちその文は次の通りである。

師七十四歳、登熊野妙法山、白昼有明星現空紫雲橫峯之瑞氣焉、那智浜宮補陀落行処記曰、抑補陀落者、自是南方海上有世界名補陀落、即是觀音浄土也、雖然不改父母所生肉身、而往到彼岸、權化再來曾所不知也、爰由良開山心地上人入大宋国、究禪法玄旨、歸朝、於海上船中、有不思議之告、夢中到彼世界、直奉拜千手千眼、実容顔甚妙也、海岸孤絶处、潮声如妙法梵音、山色似仏頭螺髮、雖渡如先也、若斯既及七度、然則此那智滝本真補陀落也、爾來若干行者等、乘此願力、尽未來際、無怠轉、則直到南方宝陀岩上栴檀紫竹之浄域、決定不可疑、是故有權現神託、創建奥院、仍由良開山為当院開山、住院之間、向滝坐禪、故後塑慈像、令向滝安座焉、右のように『縁起』には覚心と熊野ことに那智との関係を説くこと頗る著しいものがある。尤も、本書には高野の覚心や飛鉦鼓の話は出るが、一遍の参禪の話は現われぬ。こうした点にも『年譜』と相違するところがあるが、尅実してこれをいうならば、『縁起』では熊野信仰といっても、那智に究極するようで、右の一条はその点を示唆すること最も著しいものがある。覚心か熊野信仰において重要な位置を占めるが、それも右のような点にあることが注意されねばならない。

ところで、この条の「図」には、「那智妙法山明星紫雲」「御社」「滝」「奥院」「浜宮出補陀落船」というように注記している。こうした「図」のあることは他の条も同様で、それは先に述べた通りである。即ち上記詞書に次いでこうした絵図があるわけで、絵図には恐らくここに註記されたような文句が、その説明として書き加えられていたのであろう。ところで、詞書につづいて絵図のあることは、もともと詞書の理解を助けるために描かれているのであるが、実際詞書が読み聞かされる場合、これを聴聞するものは、逆に絵図の説明としてそれを聞く、という立場となり、従って詞書を要約した右のような絵の説明の文句が加えられているのであろう。かくてこれは一つの絵解の形をなすにいたったと思われる。

興国寺の近在に道成寺があるが、この寺ではいまも『道成寺縁起』が絵解きされている。即ち見台に絵巻をひろげて、寺僧は絵を見せながら説明している。現在では、その文句は古体を失っているが、近年まで伝来の用語があったという。恐らく詞書に源流するものであったであらう。前記興国寺の場合は、この説明の文句が『縁起』として作られたのである。道成寺の絵巻は応永ごろの作ということで、いまの興国寺の永正の『縁起』よりも多少古いが、およそこうした絵解は鎌倉時代から行なわれていたもので（拙稿「中世における聖徳太子伝の絵解」「聖徳太子研究三所載」参照）、当代に例をとっても、有馬温泉寺では、入湯の客が百銭を出すと、その寺の縁起を絵解して聞かせた、ということが『臥雲日件録』（宝徳四年四月十八日の条）や『親長郷記』（文明十二年四月三十日の条）等に見えている。

こうした事情で、興国寺でも縁起の絵解が盛行するにいたったので、永正のころ従来の和文の『縁起』を漢文に

改め、上記のような本が形成されるにいたったのであろう。尤も、興国寺でもこの『縁起』の絵解がこのときに初ったのではなく、『縁起』の源流をなす覚勇の作にすでに絵があり、その後幾度か改訂されてきたようであるから、その間絵解されるにいたったものと思われる。ともかくこの『縁起』は、当初の形は覚心の在世にすでに存し、よほど古いものであるが、それが興国寺における熊野参詣者に対する唱導の談義本として、また絵解のいわば台本として推移してきたもので、単に覚心の別伝というよりも、むしろそうした点に多分に歴史の意味があることが感ぜられる。